

令和5年11月2日

新城市長 下 江 洋 行 様

新城市市民自治会議

会長 鈴 木 誠

新城市市民参加手続きガイドラインに基づく市民参加調査結果について（提言）

このことについて、新城市市民自治会議条例第2条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり提言します。

記

1 新城市市民参加手続きガイドラインに基づく市民参加調査結果について

新城市自治基本条例で示されているまちづくりの基本原則にのっとり、市民が主役となり、参加協働していくためには情報共有が必要であり、行政が様々な計画などを策定するにあたっては、あらゆる段階で市民へ情報提供をしていくことが重要となる。

市民の参加の機会を確保し、適切かつ速やかな情報の共有を行えるよう、市は、令和4年度に基準となるガイドラインを制定した。このガイドラインに基づき、行政として、より一層積極的な市民の市政参加が進むことが期待される。

新城市市民自治会議としては、市民の市政参加をより効果的に行っていきえるよう、このガイドラインに基づき実施された市民参加調査結果について、意見を以下の項目別にまとめた。

- (1) 市民参加「有」事業（59事業）についての意見
- (2) 市民参加「無」事業（6事業）についての意見
- (3) 市民参加調査全般についての意見

※ 詳細は別紙を参照

以上の意見は、新城市市民自治会議委員が、自身の生活・市政参加の経験などに基づいて出されたものであり、今後、市民参加の機会を確保していく上での重要な意見として生かしていただきたい。

●市民参加「有」事業（59事業）についての意見

No.	事業番号	事業名	意見
1	有-1 有-2	市長が行く！ふれあいトーク 地域意見交換会	・事業概要が酷似のため、一本化できないか。
2	有-1	市長が行く！ふれあいトーク	・市民参加の方法として「ふれあいトークへの参加」と記載してある以上、本来市長が企画し、事業を行うべきもので、市民からの申込を前提とするならば上からの目線であり、如何なものかと思われる。したがって、市長は労を厭うべからず、任期中に行政区を回る企画をするのが務めではないかと考える。
3	有-1	市長が行く！ふれあいトーク	・参加手続きの方法～ふれあいトークへの参加～とありますが、単に参加者になるだけでなくふれあいトークの場を用意するなど積極的な関わりもできるとよい。
4	有-2	地域意見交換会	・市民参加として、開催時間が短い、もう少し時間がほしい。 ・テーマを先に決めるとそれ以外の意見の発言を遮ることになるのでは？
5	有-3	新城市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の改訂	・このような重大な戦略において人数はともかく会議数は極めて少ないのでは？ ・ましてや、総合戦略の資料は膨大で目を通すにもかなりの時間を要し、考えをまとめるのも一苦労すると想像に難くありません。これでは何の成果も期待できそうもありません。
6	有-4	第2次新城市総合計画進捗管理	・委員は職指定（公的や関連団体ばかり）であり、また市から選ばれた者からであります。
7	有-5	市民自治会議	・人数については、条例どおりで問題ないと思われます。 ・会議日数は足りないと思います。事務局の作業を考慮しても数回増やして十分な議論を望みます。 ・会議の立ち上げも遅い。もっと早くし、第1回から諮問について議論を始める必要があります（諮問内容を事前に配布し、準備できないのでしょうか？）
8	有-6	代表区長会	・現在、代表区長会においてどのような会議がなされ、代表区長から問題を提示されているのか？市民は何も情報を知りません。
9	有-8	つながる地域と若者の輪事業	・事業の最初に「自治基本条例」「地域自治区」に関する基本的な情報提供を中学生対象にできるとよい。そんな内容の資料づくりも。
10	有-10	男女共同参画審議会	・この審議会も市民に状況を知らされているのですか？ホームページにもどのような方が委員としてみえるか不明であり、市民参加としての範疇に入るのですか？ガイドラインとして列挙されているならば教えていただきたい。条例を読んでわかりません。
11	有-14～46	地域協議会	・人数については各地域協議会毎に事情もありますのでコメントしませんし、会議回数も同様です。
12	有-14～46	地域自治区制度	・中学校区の区長会に出席してわかったこと。地域自治区について区長さんに理解されていない。年度初めにすべての区長会へ統一した情報提供を。統一した資料づくりも。
13	有-47	バス路線の見直し	・参加手続きに沿って住民に形を段階的に示し、考えることは利用者にも一方的ではなく双方が納得いく形ができる良い形であると思います。
14	有-48	地域福祉計画策定推進会議	・この委員会も公的機関や事業者が主で市民がどの程度参加しているのかが不明です。
15	有-49	福祉従事者支援施策推進会議及 び実行委員会の開催	・会議回数は当初の議事録では毎月と記されていますが、変更されたのですか？
16	有-52	こども園再編・整備計画策定事業	・今では子どもの声がうるさいなどの苦情があることを報道などで見ることもあるので、保護者や地域住民の理解は必要不可欠であると思いますが、パブリックコメントで全く関係ない地区の方が資金や場所だけをやり玉に挙げるケースも多々あり、住民参加の範囲は必ずしも広くなくてはいけないとは思わない。
17	有-55	新城市森林整備計画の策定・変更	・森林整備計画の位置図を見ましたが、一般市民はその位置が何を示すのか分からないのでは？（説明不足） ・例えば地図に市有林とか書かれるとよいのでは。
18	有-56	湯谷温泉審議会	・基本的に会議回数が1回で何が検討できるのですか？意味が分かりません。
19	有-57	新城市観光基本計画推進委員会	・市民参加手続きの実施時期が未定ではガイドラインに掲載するのに疑義があります。
20	有-58	スマートインターチェンジ周辺 地域振興策の策定	・アンケートはLOGOフォームにより行っとされているが、LOGOフォームを使えない人もいると思う。他方法と併用を考えられないか。
21	有-58	スマートインターチェンジ周辺 地域振興策の策定	・本来、ホームページに掲載されている図面では詳細な図面とは言えない。担当窓口 1/1000または1/500の図面が供覧できるような措置をしてほしい。 ・また、周辺とはどの範囲内を想定しているのか教えてください。
22	有-59	新城市市民病院経営強化プラン の策定	・有識者として代表区長が記載されていますが、その根拠は？

市民参加調査結果への意見まとめ

●市民参加「無」事業（6事業）についての意見

No.	事業番号	事業名	意見
1	無一 1~5	新城市債権管理計画 新城市過疎地域持続的発展計画 新城市辺地に係る総合整備計画 新城市山村振興計画 第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画	・財政上の特例措置やレセプト、健診情報などから市民参加無は理解できるし必要ないと思う。
2	無一 2	新城市過疎地域持続的発展計画	・意見はありませんが、これだけでは何のことが分からない方が多いのでは？ ・担当部署での市民参加の機会をどのように設けているのですか？
3	無一 3	新城市辺地に係る総合整備計画	・意見はありませんが、これだけでは何のことが分からない方が多いのでは？ ・担当部署での市民参加の機会をどのように設けているのですか？
4	無一 4	新城市山村振興計画	・意見はありませんが、これだけでは何のことが分からない方が多いのでは？ ・担当部署での市民参加の機会をどのように設けているのですか？
5	無一 5	第3期データヘルス計画（保険医療課）第4期特定健康診査等実施計画（健康課）	・何となくわかりますが、その理由ならば行わなくてもよい事業ばかりです。
6	無一 6	森づくり会議	・市民参加を行わないその理由ならば、行わなくてもよい事業ばかりではないですか？

●市民参加調査全般についての意見

No.	項目	意見
1	市民参加の人数と回数	・委員についての職指定がされている場合にはそれがよいかどうかは事務局が判断されることであり、ガイドラインについて意見を求めるのなら、それぞれの委員を対象に求めるのがベターだと思います。回数についても同様です。
2	全庁的な市民参加に係る意識	・この59事業の他にも、条例に定められた審議会（都市計画審議会、環境審議会等）や定められていない計画策定や検証の市民委員会があると思います。この調査では、企画部門と一部の課の事業の列挙に留まっていると思います。全ての課に「市民参加」に関する重要性を周知するためにも、全て洗い出しをお願いしたい。そうしないと「関係ない」と排除されてしまう可能性があります。 ・蛇足ですが、今後、市職員にも「市民が行う行事等に参加する」という協働の概念づくりを促進してもらいたいと思います。
3	調査の方法について	・事業内容自体が市民参加をするという事業になっている。例えば、市長ふれあいトークをもっと地域の方に使ってもらうにはどうしたらいいかという意見を聞くのがこの調査の主旨であると考えため、違和感を感じる。また、答申のある事業全般に言えるが、答申自体を市民参加の手続きとすることはガイドラインの主旨とズレていないか。
4	意見集約時の広報	・パブリックコメントなど市民に意見を聞く際、興味のある人に情報が届かないのは問題であるため、特に対象となる人には、集中して広報するべきである。
5	ガイドライン運用の検証について	・市民自治会議の一部組織として市民委員（公開政策討論会のときの作業部会のように）を委嘱して検証していただきたい。
6	職員研修について	・市民自治、市民参加の重要性について、職員研修（難しい研修でなくて、わかりやすい研修）をして、職員の意識を高めていただきたい。